

議案第72号 交野市地域密着型サービス運営審議会条例の一部を改正する条例について

議案書33P～ 34P

1. 条例改正の目的

本審議会において、従来からの審議内容に加えて、介護予防事業に係る運営事業者の選定に関する事項等についても審議が可能となるよう、所要の改正を行うもの。

また、審議会が調査及び審議する事項のうち、さらに専門的な視点での審議が必要とされる事項について、当該審議に係る期間において臨時委員が議事に参与することができるよう、改正を行う。

2. 条例改正の内容

条例の題名を「交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例」に改め、条例第2条の所掌事務に、介護予防サービスに係る運営事業者の選定、介護予防に資する事業の適正な運営を加える。

また、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条に臨時委員についての規定を加える。

3. 施行日

公布の日から施行する。

交野市地域密着型サービス運営審議会条例（平成25年条例第9号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、その推進について意見交換を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 介護予防サービスに係る公募及び選定に関する事項</u></p> <p><u>(6) その他、地域密着型サービス運営の質の確保及び運営評価等地域密着型サービスの適正な運営並びに介護予防に資する事業の適正な運営に必要な事項</u></p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 <u>第3条に規定する委員のほか、審議会に臨時委員若干名を置</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>交野市地域密着型サービス運営審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>地域密着型サービス運営審議会条例</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、その推進について意見交換を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) その他、地域密着型サービス運営の質の確保及び運営評価等地域密着型サービスの適正な運営</u> _____ _____に必要な事項</p>

新	旧
<p><u>くことができる。</u></p> <p><u>2 臨時委員は、審議会が調査及び審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別の事項について、議事に参与する。</u></p> <p><u>3 臨時委員は、市長が任命する。</u></p> <p><u>4 臨時委員の任期は、当該特別な事項の審議期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

議案の 件名	議案第72号 交野市地域密着型サービス運営審議会条例の 一部を改正する条例について			政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉				〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
交野市地域密着型サービス運営審議会条例において、所掌事務、臨時委員の設置等、所要の改正を行うもの。				〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉				〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
本審議会において、従来からの審議内容に加え、介護予防に資する事業に関する事項等についても審議ができるよう、所要の改正を行うとともに、審議会が調査及び審議する事項のうち、さらに専門的な視点での審議が必要とされる事項について、当該審議に係る期間において臨時委員が議事に参与することができるよう、改正を行う。									
〈提案に至るまでの経緯〉				〈総合計画等の整合〉					
介護予防に資する事業に関する審議等については、より公平性が担保されるよう外部の委員で構成される当審議会において行うことができるよう、さらに、より専門的な審議事項については、当該事項に係る有識者に臨時委員として参与いただけるよう、条例の一部について所要の改正を行うもの。				まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	2 みんなが互いに認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち			
					分野・方針	6 高齢者福祉			
					施 策	4. 介護予防の推進			
〈市民参加の状況〉				○その他の計画（該当する場合のみ）					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				計画名称					
				策定年度					
				計画期間					
				〈政策等の実施時期〉		公布の日			
				担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
				福祉部		高齢介護課		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表他）	